

# 国分寺市子どもいじめ虐待防止条例 逐条解説

## 目次

前文

第1章 総則（第1条―第12条）

第2章 いじめ防止対策の推進（第13条―第23条）

第3章 虐待防止対策の推進（第24条―第29条）

第4章 雑則（第30条）

附則

子どもたちは、社会全体の宝であり、その一人ひとりがかげがえのない存在です。

いじめ及び虐待は、子どもの尊厳及び人権を脅かし、侵害するものです。いじめ及び虐待をなくすためには、子どもたちが生まれながらにして一人の人間として尊重され、成長及び発達が保障される環境を社会全体でつくっていく必要があります。また、子どもたちには、自分を大切にするとともに、他者を認め、いじめを許さない勇気を持ち、互いに思いやりを持ちながら生活することが望まれます。

私たちは、いじめ及び虐待をなくすための施策を総合的に推進することにより、子どもたちが安心して生活し、健やかに成長することができるまちの実現を目指して、ここに国分寺市子どもいじめ虐待防止条例を制定します。

#### 【趣旨】

- ・国では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）や児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）が施行されています。この国分寺市子どもいじめ虐待防止条例は、国分寺市としてどのようにそれらの法律を具現化していくかを示すものです。この前文は、その条例制定の目的や精神を明確にするために設けました。

#### 【解説】

- ・日本国憲法では、その基本原理の一つとして基本的人権の尊重が謳われており、更に、平成6年に批准した「子どもの権利条約」では、守られるべき子どもの人権について具体的に定められています。

そのような中で、児童虐待については、発生件数の増加や、民間団体による防止活動の開始などにより、次第にその存在が社会問題化されてきました。

このような背景から、児童相談所における虐待に関する相談処理件数は、平成2年度では1,101件だったものが、平成8年度には4,102件、平成11年度には11,631件となり、児童虐待に対応するための法律の必要性が論じられるようになりました。

このことを受けて、平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されています。その後も児童虐待防止対策の強化を図る観点から、平成16年には、児童虐待の定義の見直しや国及び地方公共団体の責務、通告義務の拡大など、平成19年には、安全確認等のための立ち入り調査の強化や保護者に対する面会・通信等の制限の強化等の法改正が行われました。

この法律の目的の概要は以下のとおりです。

○児童虐待が児童の人権を著しく侵害するものであり、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすこと

○児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務を定めること

○児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置を定めること

○児童虐待の防止等に関する施策を促進し、児童の権利利益の養護に資すること

これらをもって、児童虐待の防止等に関する施策を促進していくこととしています。

この法律が施行された後、理解の向上や関係者の意識の高まりが見られる中で、様々な施策の推進が図られてきました。しかし子どもの生命が奪われる等重大な児童虐待事件が後を絶たず、児童虐待問題は、早急に取り組むべき社会全体の課題です。

また、この法律の施行に伴い、平成 16 年に、「児童福祉法」の一部改正が行われ、児童虐待に対応するための、各自治体における具体的な組織の設置等について示しています。これにより、本市においても、要保護児童対策地域協議会を立ち上げています。

- ・平成 23 年 10 月、滋賀県大津市の市立中学校の生徒が、いじめを理由に命を絶つという痛ましい事件が起こりました。この事件をきっかけとして、国は、いじめが学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であると捉え、基本的な理念や体制を整備し、社会総がかりでこの問題に対峙するため、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）が成立しました。この法は、平成 25 年 6 月に公布され、3 月を経過した平成 25 年 9 月から施行となりました。

#### ■いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

- ・本文1段落に記載されている「社会全体」とは、国分寺市のみを指すものではなく、国全体の社会を意図して示しています。
- ・本文2段落に記載されている子どもたちに望むこととして、市は、「国分寺市立小・中学校いじめ撲滅宣言」や「STOPいじめ！国分寺5カ条」を定め、児童・生徒への具体的な目標を示しています。
- ・本文3段落に記載されている「私たち」とは、直接的に関係するか否かには関わらず、子どもたちを取り巻く大人たち全員、すなわち、市、市立学校、施設関係者、保護者、市民、事業者等を指しています。
- ・本文3段落に記載されている「いじめや虐待をなくすための施策」のひとつとして、子どもが安全で安心でき、自分らしく過ごせるよう、子どもたちを理解してくれる大人たちが存在する場（子どもの居場所）を増やすことも必要です。その環境の中で、子どもたちは、自信を育むことができ、他への思いやりを、更に、示すことができるようになると考えられます。この考えは、前文・第1条・第3条・第6条・第7条・第8条に同様に示され、市が、施設関係者や保護者等と連携して環境づくりを行うことを示しています。
- ・本文3段落に記載されている「健やかに成長すること」とは、子ども一人ひとりが自己肯定感をもち、自分らしく生き生きと成長することを表しています。

#### ■ STOPいじめ！国分寺5カ条

- ・ ふだんから自分がされていやなことはしない。
- ・ いじめを見つけたら、勇気をもって注意しよう。
- ・ 困っている人がいたら、手をさしのべよう。
- ・ みんなでさそい合って、仲良くしよう。
- ・ 明るくあいさつやあたたかい言葉で友達の輪を広げよう。

平成 25 年 11 月 9 日

いじめ防止児童会・生徒会フォーラム

### ■国分寺市立小・中学校いじめ撲滅宣言

いじめは、わたしたちやわたしたちの家族の心を傷つけ、わたしたちから、笑顔、楽しさなど、たくさんのもを奪う行為です。

わたしたちは、この「いじめ防止 児童会・生徒会フォーラム」をとおして、ここに、国分寺市立小・中学校の児童・生徒は、いじめをしないこと、いじめをゆるさないこと、全ての国分寺市立小・中学校からいじめをなくすことを宣言します。

平成 22 年 12 月 9 日

国分寺市立小・中学校 児童会・生徒会代表一同

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、子どもに対するいじめ及び虐待の防止に係る基本理念を明らかにし、いじめ及び虐待の防止及び解決を図るための施策の基本的事項を定め、子どもが安心して生活し、健やかに成長することができるいじめ及び虐待のないまちの実現を目指すことを目的とする。

### 【趣旨】

- ・ 本条は、本条例の制定目的を規定するものです。

### 【解説】

- ・ いじめ及び虐待は、子どもの心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。国分寺市においては、一人ひとりの子どもの尊厳を保持するため、いじめ及び虐待の防止に係る基本理念（第3条）を定めるとともに、いじめ及び虐待の防止及び解決を図るための基本的な方針（第4条から第12条）や施策の基本となる事項（第13条から第29条）を定めることにより、子どもが安心して生活でき、健やかに成長することができる、いじめ及び虐待のないまちの実現を目指していくことを目的として定めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者及びこれらの者と等しくいじめ及び虐待の防止の対象とすることが適当と認められる者をいう。
- (2) いじめ 子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。
- (3) 虐待 保護者がその監護する子どもについて行う次に掲げる行為をいう。
  - ア 子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
  - イ 子どもにわいせつな行為をすること又は子どもをしてわいせつな行為をさせること。
  - ウ 子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、長時間の放置、保護者以外の同居人によるア、イ又はエに掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
  - エ 子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。
- (5) 市民 市の区域内に住む者又は市内で働く者、学ぶ者若しくは公益的な活動を行う個人をいう。
- (6) 市立学校 国分寺市立学校設置条例（昭和39年条例第25号）に規定する小学校及び中学校をいう。

- (7) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園，小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，大学及び高等専門学校をいう。
- (8) 育ち学ぶ施設 市内にある児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設その他子どもたちが育ち，又は学ぶために利用する施設（市立学校を除く。）をいう。
- (9) 施設関係者 育ち学ぶ施設の設置者，管理者及び職員をいう。
- (10) 事業者等 市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいう。
- (11) 通告機関 児童福祉法第12条に規定する児童相談所及び国分寺市立子ども家庭支援センター条例（平成13年条例第13号）に規定する国分寺市立子ども家庭支援センターをいう。
- (12) 関係機関等 警察署，通告機関その他の子どものいじめ及び虐待の問題に関係する機関及び団体をいう。

#### 【趣旨】

- ・本条は，本条例における用語について，その意味を明確にし，解釈に疑義が生じないよう定めたものです。

#### 【解説】

##### 第1号

- ・子どもとは，原則として18歳未満の者を指します。児童福祉法（昭和22年法律第164号），児童虐待の防止等に関する法律で18歳未満を「児童」としていることから，本条例では18歳未満を「子ども」として設定しました。
- ・これらの者と等しいじめ等の防止の対象と認めることが適当と認められる者とは，18歳未満の者と同等の権利を有すると認められる人を意味しています。本内容については，年齢で区切ることができないケースが発生すると考えられるため，下記のような事例については，対象とすることを表すためにこのような表記としました。
  - 18歳の誕生日を過ぎた高校生などで，継続して児童福祉施設・教育施設等を利用している者。
  - 18歳の誕生日を過ぎて，障害などにより18歳未満の者と同等の対応をした方がふさわしいと考えられる者。



## 第2号

- いじめとは、いじめ防止対策推進法第2条第1項に掲げられていることを基にして定めています。

### ■いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が苦痛を感じているものをいう。

## 第3号

- 虐待とは、児童虐待の防止等に関する法律第2条第1項に掲げられていることを基にして定めています。

### ■児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条第1項

この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- 児童虐待の防止等に関する法律第2条第1項において、身体的虐待は「児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。」と定義されています。

- 「外傷」とは、具体的には、打撲傷やあざ（内出血）、噛み痕、骨折、きず、刺傷、火傷や火傷痕などがあげられます。当市で使用している虐待防止マニュアルの「気づきのためのチェックシート」の項目として、「不審な外傷が常時、あるいは時々見られ、きずの事を隠したり、理由を答えない等、不自然なところがある」や「傷跡や内出血によるあざ、やけどの跡などがみられる」といったものがあげられています。
- 「暴行」とは、具体的には、「殴る・蹴る」、「首を絞める」、「投げ落とす」、「布団蒸しにする」、「熱湯をかける」、「タバコの火やアイロンを押し付ける」、「溺れさせる」、「冬に戸外に締め出す」「縄による拘束をする」、「一室に閉じ込める」などがあげられます。
- 「わいせつな行為」とは、具体的には、「子どもへの性交」、「性的暴行、性的行為の強要・教唆」、「性器や性交を見せる」、「わいせつな映像や画像などの被写体などに子どもを強要する」などがあげられます。
- 「著しい減食」とは、子どもの健康状態や心身の正常な発達を妨げる可能性のある減食を指します。当市で使用している虐待防止マニュアルの「気づきのためのチェックシート」の項目として、「特別な病気がないのに身長や体重が増えない」、「食べ物への執着が強く、過度に食べたり、あるいは過度に食欲不振が見られたりする」、「発育や発達の遅れ（やせ、低身長、歩行や言葉の遅れ等）、原因不明の栄養失調、虫歯等、要治療の疾病に放置等がある」があげられています。
- 「心理的外傷を与える言動」とは、具体的には、「ぶっ殺してやる」、「ただですむと思うなよ」、「出ていけ」などの脅迫や、「お前なんか生まれてこなければよかった」、「顔も見たくない」、「死んだほうがいい」、「いくら頑張っても無駄だ」などの暴言を指します。また、「子どもを無視したり、拒否的な態度を示す」、「他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする」、「子どもの目の前で配偶者に対する暴力」なども虐待にあたります。

#### 第4号

- 保護者とは、児童福祉法第6条で規定する内容を掲げています。子どもに対し親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に子どもを監護するもの、児童福祉法で規定する里親その他血縁関係の有無に関わりなく、現に子どもを養育する者を指します。
- その他の者とは、親に代わる立場を法的に認められたもの。児童養護施設の長などが考えられます。

### ■児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条

この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

### ■児童福祉法で規定する里親

児童福祉法に基づき、都道府県の委託を受け、保護者がいないか、保護者に監護させることが不相当と認められる子どもを引き取り、養育をする者。

### 第5号

- ・市民とは、国分寺市自治基本条例（平成20年条例第43号）第2条第2項で定めている内容と整合を図っています。
- ・具体的には、次に掲げる人を言います。
  - 市の区域内に住む者…市の区域内に住む個人
  - 働く者…市内の事業所等に勤務する個人
  - 学ぶ者…市内の学校等に在学する個人
  - 公益的な活動を行う個人…市内で公益的な活動を行う個人ただし、条例の適用の範囲は、国分寺市内に限られます。
- ・事業所等とは、一定の目的のもとに継続的に事業を行う場所であり、事業本来の作業場、事務所又は施設を指します。
- ・学校とは、本条第7号に掲げられている学校を指します。
- ・公益的な活動とは、利潤追求を目的としない組織を通して直接に社会福祉や文化の向上を目指す社会的活動を指します。

### ■国分寺市自治基本条例（平成20年条例第43号）第2条第2項

市民 市の区域内に住む者又は市内で働く者、学ぶ者若しくは公益的な活動を行う個人をいいます。

### 第6号

- ・市立学校とは、国分寺市立学校設置条例（昭和39年条例第25号）別表に掲げられている小学校・中学校を指します。

## ■国分寺市立学校設置条例（昭和39年条例第25号）別表

### 1 小学校

名称	位置
国分寺市立第一小学校	東京都国分寺市東元町二丁目1番20号
国分寺市立第二小学校	東京都国分寺市光町三丁目1番地
国分寺市立第三小学校	東京都国分寺市東恋ヶ窪二丁目13番地
国分寺市立第四小学校	東京都国分寺市西元町一丁目8番1号
国分寺市立第五小学校	東京都国分寺市日吉町一丁目30番地
国分寺市立第六小学校	東京都国分寺市並木町二丁目1番地
国分寺市立第七小学校	東京都国分寺市本多一丁目2番1号
国分寺市立第八小学校	東京都国分寺市西町五丁目18番地
国分寺市立第九小学校	東京都国分寺市西恋ヶ窪四丁目12番地6
国分寺市立第十小学校	東京都国分寺市戸倉三丁目5番地

### 2 中学校

名称	位置
国分寺市立第一中学校	東京都国分寺市東戸倉二丁目6番地
国分寺市立第二中学校	東京都国分寺市本多一丁目2番17号
国分寺市立第三中学校	東京都国分寺市高木町二丁目11番地
国分寺市立第四中学校	東京都国分寺市西元町三丁目10番7号
国分寺市立第五中学校	東京都国分寺市並木町二丁目15番地

### 第7号

- ・学校とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校、大学及び高等専門学校を指します。

## ■学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

### 第8号

- ・育ち学ぶ施設とは、設置者の公私を問わず、子どもたちにとって日常生活の主要な時間を過ごす場所であり、子どもたちの成長及び発達に大きな影響を与える重要な場所のことです。ただし、本条第6号の市立学校を除くものとします。
- ・児童福祉法第7条に定められた児童福祉施設とは、保育園、児童館、学童保育所、心身障害児施設、乳児院、児童養護施設、子ども家庭支援センター等を指します。

- ・その他とは、次に掲げられる施設が考えられます。

○公的な施設：社会教育法に基づく公民館，図書館法に基づく図書館，体育館等の社会教育施設，医療法に基づく病院，診療所等の医療施設，都市計画法に基づく公園・広場等の都市施設，その他子どもに関わる公の施設（事例：市立プレイステーション，地域センター，スポーツセンター，いずみホール，こどもの発達センターつくしんぼ）

○民間の施設：フリースクール，塾，スポーツクラブ

#### 第9号

- ・施設関係者とは，本条第8号の育ち学ぶ施設の設置者，管理者及び職員を指します。

#### 第10号

- ・事業者等とは，市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体の管理者及び職員を指します。

#### 第11号

- ・通告機関とは，都立児童相談所及び国分寺市立子ども家庭支援センターを指します。

#### 第12号

- ・関係機関等とは，警察及び都立児童相談所，国分寺市立子ども家庭支援センター等の子どものいじめ等の問題に関係する機関及び団体を指します。
- ・その他とは，次に掲げられる機関及び団体が考えられます。

○裁判所

○学校問題サポートチーム

(基本理念)

第3条 いじめ及び虐待は、子どもの心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることに鑑み、いかなる理由によるかを問わず、何人もこれらを行ってはならない。

2 市、保護者、市民、学校、育ち学ぶ施設、事業者等及び関係機関等は、子どもをいじめ及び虐待から守るため、相互に連携及び協働（以下「連携等」という。）をし、子育て子育てを支援する取組を推進するとともに、子どもが安心して生活し、健やかに成長することができる環境づくりにつながる取組を推進するものとする。

【趣旨】

- ・本条は、本条例におけるいじめ及び虐待の防止に係る基本理念を明らかにしたものである。

【解説】

- ・基本理念とは、条例全体の根幹となる最も基本的な考え方です。

第1項

- ・いじめ及び虐待は、子どもの心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。だからこそ、どんな理由があろうとも、誰であろうとも絶対に許されない行為であることを明示しています。

第2項

- ・子どもたちが安心して生活し、健やかに成長することができる環境づくりを進めるためには、保護者と学校、または保護者同士の連携に加え、市、市民、育ち学ぶ施設、事業者等及び関係機関等、子どもたちを取り巻く社会全体で協力し、取り組む必要があることを示しています。
- ・ここでいう「協働」とは、市、保護者、市民、学校及び関係機関が子どもをいじめから守るという目的意識を共有し、互いに対等な立場で、また互いの特性を生かしながら共に力を合わせて活動することを意図しています。
- ・子育て子育てを支援する取組とは、次に掲げるものをいいます。

取組	具体的な事業等
子ども、保護者、市民、施設関係者からの相談の受入	子ども家庭支援センター、教育相談室、スクールカウンセラー、健康推進課、親子ひろば事業、乳幼児全戸訪問事業など
子どもが安心して、自分らしく過ごせる居場所づくり	公園、児童館、学童保育所、公民館、図書館、スポーツセンター、学校、地域の施設など
いじめや虐待防止に関する啓発活動	学校、子ども家庭支援センターなどによる活動など
子どもがいきいきと過ごせ、自己肯定感を育むことができる意見発表の場や活動参加支援	スポーツ活動、自治会行事、児童館事業など
障害児の早期発見と一貫した支援	健康推進課健診事業、つくしんぼ療養事業など
子育て家庭への経済的支援による生活の安定化	児童手当・児童扶養手当・乳幼児医療費助成など
子どもと親の健康確保	健康推進課相談窓口、健診事業など
仕事と子育ての両立支援	保育園、学童保育所、ファミリー・サポート・センター事業、ひとり親ヘルパー派遣事業など
地域における子育て支援サービスの充実	協働型親子ひろば事業、市民読み聞かせ事業など

- 子どもが安心して生活し、健やかに成長することができる環境とは、次に掲げることが考えられます。

○子どもの気持ちに寄り添い、その変化を敏感に察知できる大人が近くにいる環境

○子どもが悩んだときにすぐに相談できる人や機関が存在する環境

○子どもの傷ついた心を受け止め、改善に向けた働きかけができる環境

○子どもの過ちを見過ごさず、正しい道を示すことができる環境

○このような、環境を整えるために、第13条から第22条に掲げる施策を推進していきます。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の基本理念に基づき、保護者、市民、学校、育ち学ぶ施設、事業者等及び関係機関等と協力し、いじめ及び虐待の防止及び解決を図るために必要な施策を講じなければならない。

【趣旨】

- 本条は、いじめ及び虐待の防止のために市が行う責務について明らかにしたものです。

【解説】

- 市は、第3条に掲げる基本理念にのっとり、保護者、学校、市民、育ち学ぶ施設及び事業者等と協力し、いじめ及び虐待の防止及び解決を図るために必要な施策を行っていく責務があることを示しています。
- 必要な施策とは、第13条から第29条に掲げるそれぞれの取組を指します。



(市立学校及び教職員の責務)

第5条 市立学校は、この条例の基本理念に基づき、保護者、市民、育ち学ぶ施設、事業者等及び関係機関等と連携していじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）に関する取組を推進しなければならない。

2 市立学校は、虐待の早期発見に努め、虐待が行われたときは、関係機関等と連携して虐待を受けた子どもに対して必要な支援を行わなければならない。

3 市立学校は、子どもの見守りや子ども及びその保護者との信頼関係の構築に努め、子どもが示す心境の変化等を見逃さないように注意し、子どもの心境に変化等が見られるときは、速やかに当該市立学校において情報共有を図りながら、組織的に対応しなければならない。

4 市立学校の教職員は、体罰（教職員が行う懲戒のうち、子どもの身体に直接的又は間接的に肉体的苦痛を与える行為をいう。）その他教育的指導の範囲を逸脱する行為が子どもの心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを十分に認識し、子どもの指導に当たっては、これらを行ってはならない。

【趣旨】

- ・本条は、いじめ及び虐待の防止のために市立学校が果たす役割が大きいことから、市立学校及び教職員が行う責務について明らかにしたものです。

【解説】

第1項

- ・市立学校は、保護者、市民、育ち学ぶ施設、事業者等及び関係機関等との連携を密にとり、いじめの未然防止、早期発見及びいじめの対処に関する取組を行うことを責務として定めたものです。

第2項

- ・市立学校は、虐待の早期発見に努めるとともに、虐待を発見した場合は、機関としての判断をした後、通告機関に対し通告を行い、通告機関と連携して虐待を受けた子どもに対して必要な支援を行わなければなりません。

### 第3項

- 市立学校は、第一にいじめは決して許されない行為であるとの認識をもつことが大切です。また、一人ひとりの子どもに目を向け、発達や成長を見守るとともに、日常の温かな声かけや意図的な関わりにより信頼関係を構築していく必要があります。さらに、子どもの心境の変化や行動の変化、集団における人間関係の変化（心境の変化等）が見られるときには、特定の教職員で抱え込まず、速やかに当該学校において組織的に対応することも求められます。

### 第4項

- 本条における体罰とは、教職員が行う懲戒のうち、子どもの身体に直接的又は間接的に肉体的苦痛を与える行為を指します。また、精神的苦痛を与える暴言や、子どもの発達や心身の現況に適合していない指導や能力の限界を超えた指導なども、子どもたちの成長に大きな影響を与えるとともに、いじめを助長することがあることから、体罰と同様に、学校全体で根絶に向けて取り組んでいく必要があります。
- なお、国のいじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（平成25年6月19日 衆議院文部科学委員会）においても、体罰の禁止の徹底に向け、必要な施策を講ずることが示されています。

#### ■いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（平成25年6月19日 衆議院文部科学委員会）

七 教職員による体罰は、児童等の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み、体罰の禁止の徹底に向け、必要な対策を講ずること。

- 体罰及び教育的指導の範囲を逸脱する行為とは、具体的には、次に掲げるような行為を指します。なお、本条例における教育的指導の範囲を逸脱する行為とは、不適切な指導、暴言等及び行き過ぎた指導の総称として、表記しています。（出典「体罰根絶に向けた総合的な対策について」 -部活動指導等の在り方検討委員会報告書-〔東京都教育委員会 平成25年9月12日〕）

## (1) 体罰

懲戒のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的・間接的に、肉体的苦痛を与える行為

### 【具体例】

直接的に与える行為……………強くたたき、殴る、蹴る、投げるなど

間接的に与える行為……………長時間にわたる正座・起立など

### 【想定される事例】

- ・授業中ふざけていた生徒を数回注意したが従わず、更に増長したため、生徒を押し倒し骨折させた。
- ・メールで友人の中傷を繰り返したため、事の重大性を分からせるため、頬を平手打ちし鼓膜損傷させた。
- ・学級会で協力せず、他の児童の迷惑になる行動をしている児童に向かって、椅子を投げ当てた。
- ・柔道有段者の教員が、廊下で反抗的な態度の生徒を背負い投げし床にたたきつけた。
- ・試合中にミスをしてチームが負けてしまったことの戒めとして、生徒の頬を複数回たたいた。
- ・体育授業中、何度注意しても真面目にやろうとしない生徒がつばを吐いたため、後ろから足を蹴った。

## (2) 不適切な指導

教員が、児童・生徒の身体に肉体的負担を与える程度の、軽微な有形力の行使

### 【具体例】

手をはたく（しっぺ）、おでこを弾く（デコピン）、尻を軽くたたき、小突く、拳骨で押す、胸倉をつかんで説教する、襟首をつかんで連れ出すなど

### 【想定される事例】

- ・算数の授業中、机間指導や全体指導の際に、児童に注意を与えながら出席簿や指示棒で頭部を軽くたたいた。
- ・野球部の練習に遅れた生徒に対して、顧問教諭が指導している最中に、当該生徒が笑ったので、「ふざけるな」と言って胸部を押した。
- ・バレーボール部の練習中、顧問教諭が何度も同じことを繰り返し注意したの

に反応することができない生徒に対し、腹部にボールを当てた。

- 試合に負けたため、外部指導員が、部員 18 名を 1 列に並べ、空のペットボトルで、全員の頭を軽くたたいた。
- 学芸会の演技指導中、教師からの呼び掛けに答えない児童に対し、気付かせるために、自らの靴を児童の近くに投げた。
- 学級担任が、授業中に「机を蹴る」「机をたたく」「児童を廊下に出し、同児童の胸倉の部分をつかむ」等の行為を繰り返した。

### (3) 暴言等

教員が、児童・生徒に、恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える不適切な言動

#### 【具体例】

罵る、脅かす、威嚇する、人格（身体、能力、性格、風貌等）を否定する、馬鹿にする、集中的に批判する、犯人扱いするなど

#### 【想定される事例】

- 授業中、回答を間違えた児童に、「犬のほうがおりこうさん」と馬鹿にした。
- 事情を聴取している最中、答えない生徒に対し、棒で机をたたいたりして威嚇した。

### (4) 行き過ぎた指導

運動部活動やスポーツ指導において、児童・生徒の現況に適合していない過剰な指導

#### 【具体例】

目的は誤ってはいないが、その指導内容・方法等が児童・生徒の発育・発達や心身の現況に適合していない指導、能力の限界を超えた危険な指導など

#### 【想定される事例】

- 毎日、休みなく練習を続けさせ、生徒は心身共に疲労し、勉強する時間も無くなった。
- 普段練習時間が少ないことから、合宿で経験したことのない長時間の練習メニューを課した。

(施設関係者の責務)

第6条 施設関係者は、この条例の基本理念に基づき、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長及び発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもが安心して過ごすことができる環境をつくるよう努めなければならない。

2 施設関係者は、いじめ及び虐待の早期発見に努め、相談、救済、防止等のために市、保護者、市民、学校、事業者等及び関係機関等と協力し合うよう努めなければならない。

【趣旨】

- ・本条は、子どもたちにとって、育ち学ぶ施設が心理的に大きな影響を与え、子どもたちの成長及び発達を左右する重要な場所であることから、いじめ及び虐待の防止のために施設関係者が行う責務について明らかにしたものです。

【解説】

第1項

- ・施設関係者は、当該施設において子どもをいじめや虐待から守るよう、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めなければならないことを定めています。その際、育ち学ぶ施設がもつ社会的な役割の大きさを、設置者、管理者及び職員は認識することが大切です。

第2項

- ・施設関係者は、当該施設を利用する子ども一人ひとりを組織的に見守り、いじめの早期発見に努めなければなりません。また、相談、救済及び防止等のために、関係機関又は関係者と連携を図りながら、速やかに対応を行う必要があります。
- ・相談、救済及び防止等には、いじめを認知した場合の対応も含まれます。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、この条例の基本理念に基づき、子どもの養育に第一義的な責任があることを認識し、成長及び発達に応じて適切な支援を行うとともに、子どもの心情を理解しながら、子どもが安心して過ごせるよう子どもの健全な育成に努めなければならない。

2 保護者は、いじめを正しく認識するとともに、子どもに対し、いじめは許されない行為であることを十分に理解させるよう努めなければならない。

3 保護者は、市が行ういじめの防止等に関する取組に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

- ・本条は、保護者に子どもの養育の第一義的な責任があることから、いじめ及び虐待の防止のために保護者が行う役割について明らかにしたものです。

【解説】

第1項

- ・保護者は、子どもの健やかな成長についての責任を第一に負うべき存在であることを自覚し、養育する場面において、子どもを受容し、子どもとの関係を確立するとともに、子どもの成長及び発達に応じて適切な支援を行い、子どもが心身ともに、安心して、安定して過ごせるよう愛情をもって育むことを役割として定めたものです。

第2項

- ・保護者は、まず自身が、第3条に掲げる基本理念を十分に理解した上で、子どもに対し、いじめは絶対に許されない行為であることをあらゆる機会を設けて十分に理解させるよう努めていく必要があることを示しています。

第3項

- ・保護者は、市が行ういじめ防止等に関する様々な取組に対し、積極的に協力するよう努める必要があると示しています。
- ・市が行ういじめの防止等に関する取組とは、第16条に掲げる取り組みを指します。具体的には、市立学校が実施する「道徳授業地区公開講座」等の取り組みや市が実施する「いじめ防止児童会・生徒会フォーラム」や「いじめに関する講演会」等への参加が考えられます。また、市立学校におけるいじめの実態を把握するためのアンケート調査では、児童・生徒への聞き取りに加え、事実確認や解決に向けた対応のために保護者の

協力が必要となることも考えられます。さらに、家庭内での子どもとのコミュニケーションを増やし、子どもたちへのいじめに関する気づきを促進することに努めてもらうことなども考えられます。

(市民及び事業者等の役割)

第8条 市民及び事業者等は、この条例の基本理念に基づき、地域において子どもに対する見守り等を行い、子どもが安心して過ごすことができる環境をつくるよう努めなければならない。

2 市民及び事業者等は、いじめを発見したとき（いじめの疑いがあるときを含む。）は、速やかに市、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めなければならない。

3 市民及び事業者等は、虐待を発見したとき（虐待の疑いがあるときを含む。）は、速やかに通告機関に通告しなければならない。

【趣旨】

- ・本条は、いじめや虐待を防止する環境をつくるためには、市民及び事業者等が果たす役割が大きいことから、市民及び事業者等の役割について明らかにしたものです。

【解説】

第1項

- ・市民及び事業者等は、地域における子どもに対する見守りや声かけを地域で連携して行うことにより、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努める必要があることを示しています。
- ・具体的には、登下校時の見守り活動や日常的な挨拶、地域の催し物の際の関わりなどが考えられます。これは、新たな取組ということではありません。現在も、地域の見守りサポーターが登下校時の安全確認や子どもたちへの挨拶の呼びかけをしてくださっています。そのような活動を今後も継続していくことが大切になります。

第2項

- ・市民及び事業者は、いじめやいじめの疑いを発見したときは、速やかに市や当該市立学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めなければなりません。
- ・学校とは、子どもが在籍する学校を指します。ただし、在籍校が不明な場合は、市の教育委員会や警察等の関係機関に情報を提供することになります。

第3項

- ・児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項では、虐待に関する通告の義務を定めています。



- 通告機関に対し通告を行った際、通告機関より支援に対する協力を求められた場合、協力をするよう努めなければなりません。

#### ■児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 国分寺市の場合、児童虐待に関する通告は、国分寺市立子ども家庭支援センターが第一義的な通告機関となっています。子ども家庭支援センターが休館時の日中（日曜・月曜・祝日・年末年始）は、都立小平児童相談所（小平市内）への通告となり、夜間は都立児童相談センター（新宿区内）への通告となります。いずれの場合も、生命の危険がある時は、小金井警察署への通告となります。

(財政上の措置)

第9条 市は、いじめ及び虐待の防止及び解決のための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

【趣旨】

- 本条は、いじめや虐待を防止するための施策を推進するために、必要な財政上の措置を講じるよう努めることを明らかにしたものです。

【解説】

- いじめや虐待を防止又は解決するための施策とは、次に掲げられるものが考えられます。
  - 第10条に掲げる人材の確保及び資質の向上に係る施策
  - 第11条に掲げる広報及び啓発に係る施策
  - 第15条に掲げるいじめの相談体制の整備に係る施策
  - 第16条に掲げるいじめの防止及び早期発見に係る施策
  - 第17条に掲げるいじめへの対処に係る施策
  - 第18条に掲げる国分寺市いじめ防止対策審議会の設置に係る施策
  - 第24条に掲げる虐待の予防に係る施策
  - 第25条に掲げる虐待の早期発見に係る施策
  - 第26条に掲げる虐待の通告及び相談に係る施策
  - 第27条に掲げる虐待を受けた子どもに対する保護及び支援に係る施策
  - 第28条に掲げる虐待を行った保護者に対する指導及び支援に係る施策
  - 第29条に掲げる要保護児童対策地域協議会の運営に係る施策

(人材の確保及び資質の向上)

第10条 市は、いじめ及び虐待に関する通告（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第6条（児童虐待に係る通告）の規定による通告をいう。以下同じ。）、通報、相談及び情報の提供に応じる体制を整備するとともに、必要に応じて市立学校その他市が必要と認める施設に対し、心理、福祉及び法律に関する専門的知識を有する者を派遣していじめ及び虐待への対処に関する助言及び支援を行うため、その人材の確保について必要な措置を講じなければならない。

2 市は、職員に対して、いじめ及び虐待の防止に関する教育及び研修を行い、いじめ及び虐待の防止及び解決を図るために必要な施策について周知及び啓発に努めなければならない。

3 市は、それぞれの市立学校が推進するいじめの防止等に関する取組について必要な検証を行い、その成果について市立学校間の共有が図れるよう必要な措置を講じなければならない。

#### 【趣旨】

- ・本条は、市が、いじめや虐待に関する通告、通報、相談等に応じる体制を整備するために、必要な措置を講じるように責務を明らかにしたものです。

#### 【解説】

##### 第1項

- ・まず、市が、いじめや虐待に関する通告や通報、相談等に応じる体制を整えることを責務として示しています。なお、通告や通報、相談等に応じる機関を市民に周知するための取組を実施することも求められます。

また、いじめや虐待への対処に関する助言には、専門的な知識が必要となることがあります。そのため、市は、必要に応じて市立学校その他市が必要と認める施設に対し、臨床心理士や弁護士など、心理や福祉、法律に関する専門的知識を有する者を派遣できるよう、人材の確保について必要な措置を講じなければならないと定めています。

また、市が必要と認める施設とは、学童保育所や児童館等、市立学校以外で子どもたちが利用する施設をいいます。

##### 第2項

- ・市は、職員に対して、いじめや虐待の防止に関する教育及び研修を計画的に実施する

とともに、本条例の周知及び啓発に向けた取組の実施に努めることを示しています。

具体的には、市報や市のホームページ等での発信に加え、リーフレット等の印刷物による啓発が考えられます。

- 職員とは、正規職員に加え、嘱託職員、臨時職員も指します。

### 第3項

- 市は、各市立学校が推進するいじめの防止及び解決を図るために必要な取組について、調査を通して把握し、検証を行う必要があることを示しています。また、市は、教育委員会が主催する生活指導主任会において情報交換の機会を設けたり、いじめ防止児童会・生徒会フォーラムにおいて、各校の取組の発表の機会を設けたりし、市立学校間の情報共有が図れるよう努めなければなりません。

(広報及び啓発)

第11条 市は、子ども、保護者、市民及び事業者等に対し、いじめ及び虐待の防止に関する必要な広報及び啓発活動を行わなければならない。

2 市は、前項の規定により広報及び啓発活動を行うに当たっては、育ち学ぶ施設及び関係機関等と連携して行うものとする。

【趣旨】

- ・本条は、いじめや虐待を決して許さないという社会の実現を目指すため、市が、いじめや虐待の防止に関する必要な広報及び啓発を積極的に実施する必要があることを明らかにしたものです。

【解説】

第1項

- ・市が、保護者、市民及び事業者等に対し、いじめや虐待の防止に関する必要な広報及び啓発を行うことにより、市全体でいじめや虐待を許さないという意識を高めていくことを目指していくと示しています。
- ・必要な広報及び啓発とは、次に掲げるものが考えられます。
  - 市報、市のホームページ
  - 学校便り、ブログ
  - 講演会、フォーラム、研修会

第2項

- ・「育ち学ぶ施設及び関係機関等と連携」とは、子ども家庭支援センターと連携した教員向けの虐待防止研修及び児童相談所や教育相談室、子ども家庭支援センター等の相談機関の連絡先一覧の市立学校への配布などが考えられます。

(個人情報の取扱い)

第12条 市は、この条例の施行に当たっては、知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期すものとし、当該個人情報をいじめ及び虐待の防止に関する業務の遂行以外に用いてはならない。

2 いじめ及び虐待に関する通告、通報、相談等に関係した者は、正当な理由なく、その知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

【趣旨】

- 本条は、本条例の施行に当たって、取り扱う情報が個人情報に密接に関係していることから、個人情報の取扱いについて定めたものです。

【解説】

第1項

- 市は、本条例の施行に当たり、知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期すものとしています。具体的には、国分寺市個人情報保護条例（平成11年条例第34号）、国分寺市情報システムの管理運営に関する条例（平成17年条例第7号）に則って、情報の管理を行うこととなります。

第2項

- いじめや虐待に関する通告、通報、相談等に関係したものは、正当な理由なく、その知り得た個人情報を決して他人に漏らしてはいけません。通告、通報、相談等に関係した時点で、守秘義務を伴う関係者として扱われることとなります。

## 第2章 いじめ防止対策の推進

(国分寺市いじめ防止基本方針の策定等)

第13条 市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条（地方いじめ防止基本方針）の規定に基づき国分寺市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）を策定するとともに、定期的にその見直しを行わなければならない。

2 市は、市基本方針の見直しを行うに当たっては、あらかじめ第18条に規定する国分寺市いじめ防止対策審議会の意見を聴かななければならない。

3 市は、市基本方針の見直しを行ったときは、これを公表しなければならない。

### 【趣旨】

- ・本条は、いじめ防止対策推進法第12条（地方いじめ防止基本方針）の規定に基づき、市が国分寺市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）を策定することを定めたものです。

### 【解説】

#### 第1項

- ・市は、いじめ防止対策推進法第12条（地方いじめ防止基本方針）の規定に基づき、市が市基本方針を策定することを示しています。
- ・また、策定した市基本方針については、都の地方いじめ防止基本方針の改訂に合わせ、内容を参酌して定期的に見直しを行うことを示しています。

#### ■いじめ防止対策推進法第12条

地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

#### 第2項

- ・市は、市基本方針の見直しを行う際には、事前に第18条に規定する国分寺市いじめ防止対策審議会の意見を聴くことを定めています。

#### 第3項

- ・市は、市基本方針の見直しを行ったときは、これを公表しなければならないことを定め

ています。

- 公表とは、次に掲げるものを指します。

- 市報による公表

- 市のホームページによる公表

- リーフレットなどの紙面による公表



(学校いじめ防止基本方針の策定等)

第14条 市立学校は、法第13条（学校いじめ防止基本方針）の規定に基づき学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を策定するとともに、定期的にその見直しを行わなければならない。

2 市立学校は、学校基本方針の見直しを行ったときは、これを公表しなければならない。

【趣旨】

- 本条は、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を策定することを定めたものです。

【解説】

第1項

- 市立学校は、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、学校基本方針を策定することを示しています。
- また、策定した学校基本方針については、都や市の地方いじめ防止基本方針の改訂に合わせ、内容を参酌して定期的に見直しを行うことを示しています。

■いじめ防止対策推進法第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第2項

- 市立学校は、学校基本方針の見直しを行ったときは、これを公表しなければならないことを定めています。
- 公表とは、次に掲げるものを指します。
  - 学校便りによる公表
  - 市のホームページによる公表、学校のブログによる公表

(相談体制の整備)

第15条 市は、いじめを早期に発見し対応するため、子ども、その保護者、市民、育ち学ぶ施設及び事業者等が容易に相談し、又は連絡することができる体制を整備し、これを広く周知しなければならない。

2 市立学校は、いじめを早期に発見し対応するため、心理、福祉及び法律に関する専門的知識を有する者を活用して、子どもの状況を把握するとともに、子ども及びその保護者が安心して相談できる体制を整備しなければならない。

3 市は、保護者、市民、学校、育ち学ぶ施設、事業者等及び関係機関等と連携し、いじめに関する情報の一元化及び共有化を図るとともに、いじめに関する相談があった場合は、速やかに対応しなければならない。

【趣旨】

- ・ 本条は、市及び市立学校が子ども、その保護者、市民及び事業者等が容易に相談又は連絡できるための体制整備の在り方について明らかにしたものです。

【解説】

第1項

- ・ 市は、いじめの防止及び早期発見、いじめの対処について、速やかに対応するため、市民及び事業者等が容易に相談又は連絡できる体制を整備しなければならないことを定めています。

具体的には、次に掲げる機関が考えられます。

○教育委員会

○教育相談室

○子ども家庭支援センター

- ・ また、整備された相談体制について、広く周知することについても責務として示しています。

- ・ 広く周知とは、次に掲げる方法を指します。

○市報、市発行の冊子及びリーフレット

第2項

- ・ 市立学校は、いじめの防止及び早期発見、いじめの対処について速やかに対応するため、スクールカウンセラーの勤務日に合わせて児童・生徒及び保護者との面談を設定したり、校内委員会等の会議にスクールソーシャルワーカーの派遣を依頼したりしな

がら、子どもの状況を的確に把握するとともに、子ども及び保護者が安心して相談できる体制を整備しなければならないことを定めています。

### 第3項

- 市は、保護者、市民、学校、育ち学ぶ施設、事業者等及び関係機関等と連携し、いじめに関する情報の一元化及び共有化を図らなければならないことを定めています。子どもや保護者からの相談があった際に、どの機関においても共通した情報をもとに、速やかに適切な支援が行えるよう、日常的に関係機関等との連携を図っておくことが求められます。

(いじめの防止及び早期発見)

第16条 市は、いじめの防止及び早期発見を行うため、次に掲げる取組を推進しなければならない。

- (1) 子どもたち一人ひとりがいじめを許容しないという認識を持ち、いじめをなくすために自らが考え、行動する力を育成する取組
- (2) 市立学校におけるいじめの実態を把握する取組
- (3) 心理、福祉及び法律に関する専門的知識を有する者を市立学校へ派遣し、いじめに関する相談に応じる者の確保その他のいじめへの対処を行う取組
- (4) その他市が必要と認める取組

2 市は、前項第2号の規定によるいじめの実態を把握する取組を実施したときは、その結果を第18条に規定する国分寺市いじめ防止対策審議会に報告し、及び公表しなければならない。この場合において、市は、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

【趣旨】

- ・ 本条は、いじめの未然防止や早期発見、早期対応を図るために、取り組むべき事柄について、明らかにしたものです。

【解説】

**第1項第1号**

- ・ いじめの未然防止を図るには、子どもたちの心身の成長が欠かせません。

市としては、国分寺市教育7DAYSに合わせて「いじめ防止児童・生徒会フォーラム」を実施し、児童会・生徒会を中心に、児童・生徒の主体的な活動を促す取組を推進していきます。

市立学校においては、教育活動全体を通じて、全ての児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童・生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要です。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できるよう、感情をコントロールする力を育むことも必要となります。さらに、全ての児童・生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努めることも大切です。

#### 第1項第2号

- ・市立学校に在籍する子どもに対して、定期的の実態調査を実施することを示しています。具体的には、学期に1回程度、東京都教育委員会の調査に合わせて、実施することが考えられます。

#### 第1項第3号

- ・専門的知識をもつスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、又は弁護士の派遣について示しています。
- ・具体的には、週1回のスクールカウンセラーの派遣及び1ヶ月に1回程度のスクールソーシャルワーカーの定期的な派遣があげられます。  
また、定期的な派遣以外にも、校長から教育委員会への要請があり、教育委員会が派遣が必要と判断した場合には、その都度、スクールソーシャルワーカーや教育相談員、弁護士の派遣を行うことも考えられます。

#### 第1項第4号

- ・その他市が必要と認める事業とは、次に掲げるものが考えられます。
  - いじめ防止児童会・生徒会フォーラム
  - いじめ防止に関する講演会
  - いじめ防止に関する研修会

#### 第2項

- ・いじめの実態調査を行った際には、市は、国分寺市いじめ防止対策審議会への報告と市民への公表を行うことが示されています。しかし、いじめに関わる内容については、個人のセンシティブ情報が含まれている場合が多いため最大限の配慮をする必要があります。

(いじめへの対処)

第17条 市立学校は、いじめを発見したとき（いじめの疑いがあるときを含む。）は、心理、福祉及び法律に関する専門的知識を有する者を活用して、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子ども並びにその家庭に対し必要な支援策を講ずるよう努めなければならない。

【趣旨】

- ・ 本条は、いじめやいじめの疑いを発見した場合の適切な対応の方法について、明らかにしたものです。

【解説】

- ・ 市立学校がいじめやいじめの疑いを発見した際には、まず、いじめを受けた子どもの気持ちに寄り添い、受容するとともに、傷ついた心を癒すために必要なあらゆる支援策を組織的に講じる必要があります。また、その家庭に対してもいじめの実態や経緯、対応方法等を細かく伝えるとともに、家族の心の安定にも目を向けた支援を行うことが大切です。

さらに、いじめを行った子どもに対しては、いじめが絶対に許されない行為であることを毅然とした態度で指導するとともに、いじめを行ったその背景に目を向け、いじめた子どもに対しても、気持ちに寄り添いながら心身のサポートや家庭への支援を行うことが求められます。

上記のことについて、学校だけでは対応が困難な場合には、校長は必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員、弁護士の派遣を教育委員会に要請することが考えられます。

(国分寺市いじめ防止対策審議会の設置)

第18条 いじめの防止等に関する施策の実施状況について検証を行い、相談、通報及び情報の提供（以下「相談等」という。）を受けたいじめ（いじめの疑いがあるものとして相談等をされたものを含む。以下この条において同じ。）について専門的な見地から調査、検証又は検討（以下「調査等」という。）を行うため、国分寺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、国分寺市いじめ防止対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を教育委員会に答申する。

(1) 相談等を受けたいじめのうち、教育委員会が特に必要と認めるものについての必要な調査等に関する事項

(2) 法第28条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）第1項に規定する重大事態への対処及び再発防止策の検討に関する事項

(3) 市基本方針の見直しに関する事項

(4) 第16条第1項第2号に規定するいじめの実態を把握する取組に関する事項

3 審議会は、前項に規定する事項を処理するほか、いじめの防止等の対策について教育委員会に意見を述べることができる。

4 教育委員会は、前2項の規定による答申及び意見を受けたときは、これらを尊重しなければならない。

【趣旨】

- ・ 本条は、国分寺市教育委員会の附属機関として置く、国分寺市いじめ防止対策審議会について明らかにしたものです。

【解説】

第1項

- ・ 国分寺市教育委員会の附属機関として置く国分寺市いじめ防止対策審議会は、いじめの防止や解決を図るための各市立学校の取組や市の施策について検証を行うとともに、いじめとして認知したもの及びいじめの疑いを認めたもののうち、教育委員会が特に必要と認めるものに対して、専門的な見地から調査、検証、検討を行う役割があることを示しています。

#### 第2項第1号

- ・市が相談を受けたいじめのうち、教育委員会が特に必要と認めるものについて、必要な調査、検証又は検討を行い、答申する必要があることを定めています。
- ・教育委員会が特に必要と認めるものとしては、学校だけでは対応が難しく、専門的な知識が必要となる場合が考えられます。

#### 第2項第2号

- ・いじめ防止対策推進法第28条第1項に掲げられる重大事態が起こった場合には、法に基づき重大事態への対処及び再発防止策の検討を行うことを示しています。

#### ■いじめ防止対策推進法第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

#### 第2項第3号

- ・第13条第2項に掲げる市基本方針の見直しに係ることを示しています。

#### 第2項第4号

- ・第16条第1項第2号に掲げるいじめの実態調査について、調査結果の報告を受け、分析結果からの提言や調査方法についての審議を行い、教育委員会に答申を行うことを



示しています。

#### 第3項

- 国分寺市いじめ防止対策審議会は、いじめの防止及び解決を図るための市立学校の取組及び教育委員会の施策について、意見を提出する権限をもつことを示しています。

#### 第4項

- 教育委員会は、国分寺市いじめ防止対策審議会からの答申及び意見を受けた際、その答申及び意見を尊重しなければならないことを定めています。
- 具体的には、重大ないじめ事案が生じた際に国分寺市いじめ防止対策審議会から学校の対応に課題があると答申及び意見が出された場合、調査方法や学校の組織体制などについて、教育委員会が学校に対して指導を行うケースが考えられます。

(審議会の組織)

第19条 審議会は、委員5人以内をもって組織し、識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

【趣旨】

- ・本条は、国分寺市いじめ防止対策審議会の組織構成や委員の任期及び守秘義務について、明らかにしたものです。

【解説】

第1項

- ・国分寺市いじめ防止対策審議会は、5人以内の委員で組織することを定めています。また、委員は、識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱するものとしています。識見を有する者とは、心理・福祉の専門家や弁護士、学識経験者などが考えられます。

第2項

- ・委員の任期は、原則として2年間で、再任も可能です。ただし、何らかの理由により補欠委員となった場合は、前任者の残りの任期が補欠委員の任期となることを示しています。

第3項

- ・委員の守秘義務について定めています。いじめに関する調査等を行う上では、個人情報に触れる内容が多数あげられることが予想されます。さらに、その内容も個人の尊厳に触れる大変重篤な情報であることを、委員は重く受け止め、知り得た情報についての管理を慎重に確実に取り扱う必要があることを示しています。当然、委員を退い

た後も、この守秘義務は課されることとなります。

#### 第4項

- ・ 国分寺市いじめ防止対策審議会には、議論等が円滑に進められるよう、会長及び副会長を置くこととしています。なお、その選出は委員の互選によって定めることを明らかにしています。

#### 第5項

- ・ 会長は、会の運営を司るとともに、その他、会の運営に係る諸処の事務等について、全てを管理する立場にあることを示しています。

#### 第6項

- ・ 副会長の役割について示しています。会長が何らかの理由で、参加できない場合には、その職務は副会長が務めることとしています。

(審議会の会議)

第20条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例（平成11年条例第26号）第5条（会議の公開）ただし書の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。
- 5 審議会の庶務は、教育部学校指導課において処理する。

【趣旨】

- ・本条は、国分寺市いじめ防止対策審議会の在り方について、明らかにしたものです。

【解説】

第1項

- ・国分寺市いじめ防止対策審議会は、会長が招集すること、会議の議長は会長が行うことを示しています。

第2項

- ・委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができないと定めています。例えば、5人の委員の場合には、3人以上の出席がなければ、会議を開くことができないということになります。

第3項

- ・国分寺市いじめ防止対策審議会の議事は、出席した委員の過半数で決められることを示しています。例えば、3人の委員が出席の場合、2人以上の同意がなければ、議事としては認められないこととなります。  
なお、4人の委員が出席し、可否が2人ずつと意見が分かれた場合には、会長が選択した意見をとることとしています。

第4項

- ・国分寺市いじめ防止対策審議会の会議は、原則として公開となります。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例（平成11年条例第26号）第5条のただし書きにある事柄についてが議事となる場合には、全部又は一部を公開しないこ

とができるとも定めています。

■国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例（平成11年条例第26号）

第5条

附属機関の会議は、公開することを原則とする。ただし、附属機関の所掌事項が不服申立て、苦情、あっせん若しくは調停に係るものである場合又は会議の内容が国分寺市情報公開条例（平成11年条例第33号）第9条（実施機関の公開義務）各号に定める事項に該当するおそれがあると認められる場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

第5項

- ・国分寺市いじめ防止対策審議会の実施に係る開催通知の作成及び送付、会場の設定等の事務は、教育部学校指導課で行うことを定めています。

(意見の聴取等)

第21条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

【趣旨】

- 本条は、委員以外の者に対する意見の聴取や資料請求について、明らかにしたものです。

【解説】

- 国分寺市いじめ防止対策審議会は、審議の際に、他の者の意見を聴かないと適切に議論が進められないときには、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴きとることができることと示しています。また、審議を適正に進めるため、委員以外の者に、資料の提出を求めることができることも定めています。

(重大事態への対処)

第22条 市立学校は、法第28条第1項各号に掲げる場合には、教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 市長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第2項の規定は、市長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条（教育委員会の職務権限）に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 市長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

- ・本条は、いじめ防止対策推進法第30条に基づく重大事態への対処について規定するものです。（法第28条の条文については、第18条の解説を参照）

■いじめ防止対策推進法第30条

地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

- 4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

第1項

- ・市立学校は、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に掲げる重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を市長へ報告しなければなりません。

第2項

- ・市長は、第 1 項の規定により受けた重大事態への対処及び再発防止策等に関する報告について、その内容を精査し、必要に応じて再調査を行うことができます。

第3項

- ・市長は、第 2 項の規定に基づき再調査を行った場合、その結果を議会に報告しなければなりません。

第4項

- ・第 2 項及び第 3 項に規定する市長の再調査は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条に規定する教育委員会の事務を管理し、又は執行する権限を市長に与えるものではありません。

■地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 23条

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。



- 三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

#### 第5項

- ・市長及び教育委員会は、市長が行った調査結果を踏まえて、それぞれの権限及び役割において、重大事態への対処又は再発防止策について必要な措置を講じなければなりません。

(市立学校以外の学校への協力要請)

第23条 市は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対して、いじめの防止等に関し、この条例の趣旨に基づき、適正な措置を講ずるよう協力を要請することができる。

【趣旨】

- ・ 本条は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対する協力要請について、明らかにしたものです。

【解説】

- ・ 市は、私立学校等の設置者又は管理者に対して、本条例の趣旨を理解し、いじめの防止等に関して、適正な措置を講ずるよう協力を要請することができることを示しています。

### 第3章 虐待防止対策の推進

#### (虐待の予防)

第24条 市は、保護者、市民、学校、育ち学ぶ施設、事業者等及び関係機関等と連携して虐待を未然に防止するため、子育て支援施策を充実するとともに必要な体制の整備に努めなければならない。

#### 【趣旨】

- 本条は、虐待防止対策、主に予防の観点における子育て支援策の充実とそのために必要な体制の整備を規定するものです。

#### 【解説】

- 虐待を未然に防止するためには、子育て支援策を進めていくことが大切であることから、市は、市民及び関係機関等と連携しつつ、必要な支援を実施していくことや、そのための整備をしていくことを定めたものです。
- 虐待は、一般的に世代間連鎖の影響があるといわれています。そのため、子育ての支援施策を行うことで、未然に防止あるいは、予防をし、虐待の世代間連鎖を止める必要があります。
- 子育て支援施策とは、保護者が安心して子育てが出来るように支援したり、子ども自身が安心して成長をすることが出来るようにするための施策を指します。
- 市では現在、18歳未満の子どもと、子どもに関わる人からの総合的な相談を受けつけるとともに、子育て支援施策として育児支援ヘルパーやひとり親ヘルパーの派遣などのサービス提供、ファミリー・サポート・センターへの登録勧奨を行っています。
- 市は、サービスを提供するだけでなく、家庭の状況を把握し、場合によっては継続的に相談を受けるような、必要な支援体制づくりを行います。
- 支援の実施に当たっては、保護者からの要請のみではなく、市民及び関係機関からの要請へも応える必要があります。

(早期発見)

第25条 市は、虐待を早期に発見することができるよう、保護者、市民、学校、育ち学ぶ施設、事業者等及び関係機関等と連携するとともに、心理、福祉及び法律に関する専門的知識を有する者を活用して、子ども、その保護者、市民、育ち学ぶ施設及び事業者等が容易に虐待に係る通告及び相談をすることができる体制を整備しなければならない。

2 市、保護者、市民、学校、育ち学ぶ施設、事業者等及び関係機関等は、虐待の早期発見について大きな役割を担っていることを認識し、虐待の早期発見に努めなければならない。

【趣旨】

- ・ 本条は、市が、虐待の早期発見に努めるための環境づくりに努めることや、市民も虐待の発見に関する通告の義務があることを規定するものです。

【解説】

第1項

- ・ 市は、相談しやすい施設整備・職員体制の整備・普及活動等を行うほか、関係機関等との相談連携システムを構築して、虐待の早期発見のための環境づくりをすることを定めています。市は、心理職や福祉職の他に、子どもに関する様々な問題について相談できる弁護士を選任して、対応を図る予定です。

第2項

- ・ 市及び関係機関等が、虐待については、早期発見が重要であることを互いに認識すること、そのための、役割について、互いの情報共有の中で確認しあうことが必要であることを定めています。
- ・ 児童虐待の防止等に関する法律には、児童虐待に関する通告義務が定められています。

(通告及び相談に係る対応等)

第26条 市は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者から通告があった場合には、速やかに当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該子どもとの面談等の方法により、当該子どもの安全を確認しなければならない。虐待に係る相談があった場合についても同様とする。

2 市は、通告をした者又は相談をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、市民、学校、育ち学ぶ施設、事業者等及び関係機関等その他子どもの安全のために必要と認められるものに対し、前2項に規定する施策について協力を求めるものとする。

【趣旨】

- ・市は、虐待に関する通告及び相談に対応するために、体制を整え、市民及び関係機関の協力を得て、必要な措置をとることを規定しています。

【解説】

#### 第1項

- ・市は、通告及び相談を受けた場合において、早期の調査を行い、当該児童の安全を確認することを定めています。

この調査においては、東京都策定の「児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール（児童相談所と区市町村間における「東京ルール」）（平成21年9月）」と、国分寺市が独自に定めた「国分寺市児童虐待防止マニュアル（平成21年11月）」などに基づいて行っています。

#### 第2項

- ・市は、通告者又は相談者が誰であるか特定できないよう、個人情報の保護に配慮する義務があることを定めています。

#### 第3項

- ・市は、通告及び相談を受けた折は、市民等の協力を得て、子どもの安全を確認するなどの調査を行うことを定めています。

(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援)

第27条 市は、市民、学校、育ち学ぶ施設、事業者等及び関係機関等と連携し、虐待を受けた子どもに対し、当該子どもの心身の健やかな成長及び発達を促進するために、適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。

【趣旨】

- ・虐待の通告及び相談を受けた後、市が、子どもへの適切な保護及び支援を行うことを規定しています。

【解説】

- ・市が、関係機関等との連携により、虐待の通告及び相談を受けた子どもへの、子どもの最善の利益を考えた、適切な保護及び支援を行うことを定めています。

(虐待を行った保護者に対する指導及び支援)

第28条 市は、市民、学校、育ち学ぶ施設、事業者等及び関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待を受けた子どもとの良好な関係の再構築及び虐待の再発防止のための指導及び支援を行うよう努めなければならない。

【趣旨】

- ・市が、虐待を行った保護者に対して、当該児童と保護者の関係再構築のための指導及び支援を行うことを規定しています。

【解説】

- ・市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対しては、虐待を受けた子どもと保護者との良好な関係の再構築、家庭の再構築のため、虐待の再発防止のため、見守りしつつ指導及び支援を行うことを定めています。

(要保護児童対策地域協議会)

第29条 市は、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会の運営の充実に努めなければならない。

2 前項の要保護児童対策地域協議会は、虐待から子どもを守るため、構成員が保有する情報の共有を図るとともに、構成員同士の連携等に努めなければならない。

【趣旨】

- ・ 本条は、市の虐待防止等における、適切な支援のための会議の設置を規定するものである。

【解説】

- ・ 虐待の防止及び虐待を受けた子どもに対する適切な支援を図るためには、関係する機関及び団体との連携、個人情報守秘義務範囲内の情報の共有が必要であることから、会議の設置を定めたものです。
- ・ 例えば、市では、児童福祉法第25条の2に基づく国分寺市要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」といいます。）を平成19年度より設置し、虐待の防止等に関する機関及び団体の連携並びに虐待を受けた子どもに対する適切な支援を図っています。
- ・ 要対協は、代表者会議・実務者会議・個別ケース会議の3階層で構成され、児童相談所・消防署・警察署・市など様々な機関で構成されています。

■児童福祉法第25条の2

地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。



- ③ 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- ④ 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等の中から、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。
- ⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。
- ⑥ 要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものを置くように努めなければならない。

- 要支援児童とは、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のことをいいます。
- 要保護児童とは、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童をいいます。
- 特定妊婦とは、出産後の養育について出産前の支援が特に必要な妊婦をいいます。

## 第4章 雑則

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に市が法第12条の規定により策定した地方いじめ防止基本方針及び市立学校が法第13条の規定により策定した当該市立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針は、この条例第13条第1項の規定により策定された市基本方針及び第14条第1項の規定により策定された学校基本方針とみなす。

(国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第2国分寺市社会教育委員の項の次に次のように加える。

国分寺市いじめ防止対策審議会委員	9,500円
------------------	--------

(検討)

4 この条例は、施行後3年を目途に、子どもが安心して生活し、健やかに成長することができるまちを実現する観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 【趣旨】

- ・規則への委任など、この条例を施行するにあたり必要な事項を定めるものです。

### 【解説】

#### 第1項

- ・この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で施行日を定めます。

## 第2項

- この条例が施行される前に策定された市基本方針及び学校基本方針については、施行後、この条例に規定されたものとみなします。

## 第3項

- 国分寺市いじめ防止対策審議会委員は市の非常勤特別職として位置付けられます。

## 第4項

- この条例については、施行後3年を目途に、条例の運用状況等について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じることとします。